

= 業界情報 =

「道路運送車両法施行規則等の一部改正について」

国土交通省より、道路運送車両法施行規則等の一部改正（自動車のナンバープレート、検査標章の変更等）について、下記のとおりプレスリリースがありましたので、お知らせします。

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

平成 28 年 12 月 28 日
自動車局 自動車情報課
整備課

自動車のナンバープレートや検査標章が変わります。

～道路運送車両法施行規則等の一部改正について～

図柄入りナンバープレートの導入、検査標章のデザイン変更等を行うための省令が本日公布されました。これにより、今後、ナンバープレートの多角的な活用や、検査標章の見やすさ向上による無車検運行の防止等を推進していきます。

1. ナンバープレートの多角的活用等

(1) 図柄入りナンバープレートの導入

自動車のナンバープレート ラグビーワールドカップ 2019
について、背景に図柄を入れたものも交付できるようにします。これにより今後、ラグビー ワールドカップ 2019、東京 2020 オリンピック・パラリンピック 競技大会特別仕様のもの等を交付し、大会の機運醸成、地域振興を推進します。



来年 4 月より交付開始

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会



来年 10 月より交付開始
(現在デザイン公募を実施中)

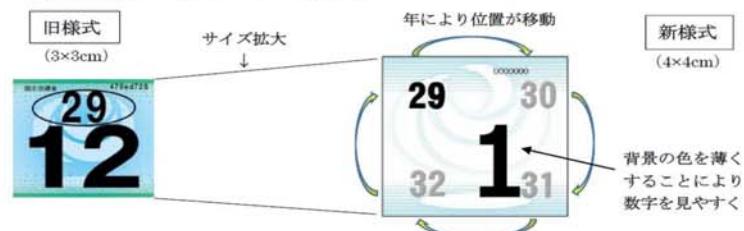
TOKYO 2020 OFFICIAL LICENSED PRODUCT © Tokyo 2020

(2) 分類番号へのローマ字の導入（※別紙参照）

希望番号の普及に伴いナンバープレートの番号が枯渇しつつあることから、自動車の種別及び用途による分類を表示する分類番号にローマ字を追加することとします。

2. 検査標章のデザイン変更

フロントガラスの中央上部に貼り付けている検査標章の見やすさを向上させるため、シールサイズ、文字の配置等を見直します。



3. 自動車保有关係手続の合理化

(1) ワンストップサービス（OSS）の推進（※別紙参照）

自動車関係手続の申請者負担を軽減するため、オンライン申請の対象手続を拡大します。

(2) 申請書様式等の明確化

自動車の登録・検査手続の際に必要となる申請書について、窓口での購入ではなく、申請者が自らパソコン等により印刷して使用できるよう、様式等を定めます。

4. 施行日

○分類番号へのローマ字の導入

○検査標章のデザイン変更

○申請書様式等の明確化

平成 29 年 1 月 1 日

○図柄入りナンバープレートの導入

○OSS の推進

平成 29 年 4 月 1 日

【問い合わせ先】国土交通省 自動車局 自動車情報課又は整備課

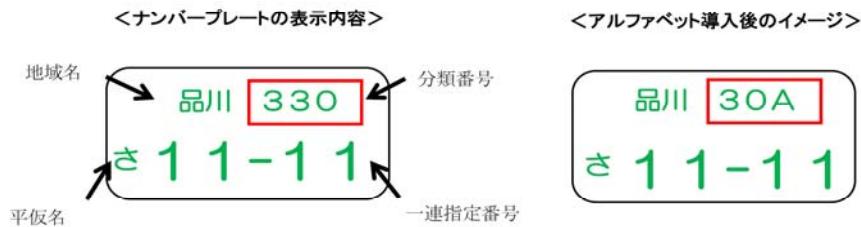
図柄入りナンバー、分類番号へのローマ字導入、OSS、申請書様式関係

担当：勝山 電話：03-5253-8111（内線 42119） 直通：03-5253-8587 FAX：03-5253-1639

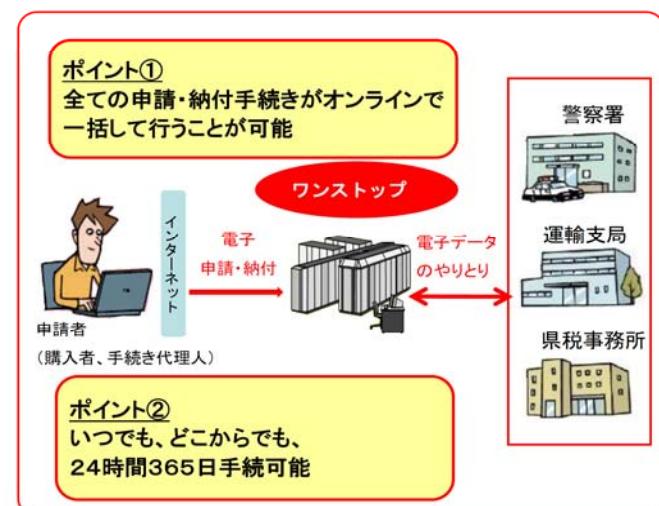
検査標章関係

担当：中村、森 電話：03-5253-8111（内線 42427） 直通：03-5253-8589 FAX：03-5253-1639

○分類番号へのローマ字の導入



○ワンストップサービス（OSS）の推進



(現行の新車新規 → 継続検査、変更・移転登録等へ対象手続きを拡大)

検査コースの機器点検に伴う閉鎖について

機器点検のお知らせ

日頃から検査業務にご協力して頂き
ありがとうございます。
検査機器定期点検のため、下記の通り
検査コースを**閉鎖**します。
皆様のご理解とご協力をお願いします。

記

2月7日(火)**3コース****5コース****2月14日(火)****4コース****二輪コース**

自動車技術総合機構
関東検査部山梨事務所長

環境に優しい整備事業場に対する顕彰について (関東運輸局山梨運輸支局長表彰)

C O 2 排出量削減、使用済み自動車等の適正処理・フロンの確実な回収、リサイクル部品の利用促進等整備事業者の環境への取り組みの活性化と自動車ユーザーの環境問題への意識高揚を図るため、環境対策に積極的に取り組む会員整備事業場に対して支局長表彰が実施されます。

下記により申請受付を行いますのでお申し込み下さい。

『(一社)山梨県自動車整備振興会 環境指向型整備事業者表彰申請受付』

積極的に環境対策へ取り組まれている会員事業場を「環境指向型事業者」として推薦します。

1. 環境対策への取り組みが優良で模範となる者。
(CO2 排出量削減の取組等実施状況申告書参照)
2. CO2 排出量を年間通して管理し把握していること（日整連の環境家計簿システム使用）
3. 道路運送車両法をはじめ関係法令を遵守する者。
4. 当会等の定款・各種規約等への遵守状況が良好な者。
5. 当会及び支部等の諸活動に協力的に参加されている者。
6. 申請、推薦段階で環境・公害に関する苦情等がないと認められる者。

【表彰申請要項】

1. 申請受付期限 2月28日（火）まで

2. 申請方法

申請を希望される事業場は、「CO2 排出量削減の取組等実施状況申告書」(12ページ～13ページ)をコピーし、必要事項をご記入の上、各支部経由にて振興会へご提出下さい。

（申告書は指導教育部窓口にも用意しております。）

3. 現地確認及び審査

書面審査後、各団体の現地確認並びに山梨運輸支局の現地審査が行われます。

4. 関東運輸局長表彰に推薦

支局長表彰審査対象年度と比較し、運輸局長表彰審査対象年度の二酸化炭素排出量が削減されていること。

5. 当会以外の団体にも所属する会員

自動車販売店協会、軽自動車協会、中古自動車販売協会、自動車車体整備協同組合、自動車電装品整備商工組合にも併せて所属している場合は、当該団体（整備振興会以外の所属団体）からの推薦となりますので同団体にご相談下さい。

CO2 排出量削減の取組等実施状況申告書

(1 / 2)

実施年月日	平成 年 月 日から平成 年 月 日		
団体名			
事業場名			
所在地			
環境統括責任者名			
区分	項目	実施状況	
CO2 排出量 削減の 取組	① 定期的にエアコンプレッサーの圧縮エア漏れがないか確認している。	実施	未実施
	② 節水の実施を積極的に取り組んでいる。	実施	未実施
	③ 温水洗車機の灯油の使用量を管理し積極的に削減に取り組んでいる。	実施	未実施
	④ 空調の温度を控えめにしている。	実施	未実施
	⑤ 照明電力の削減に積極的に取り組んでいる。	実施	未実施
	⑥ 省エネ機器を積極的に活用している。	実施	未実施
	⑦ 不要な電源を切ることにより節電に取り組んでいる。	実施	未実施
	⑧ 待機電力の削減に積極的に取り組んでいる。	実施	未実施
	⑨ エコ整備等についてのPRを行っている。	実施	未実施
	⑩ CO2排出量を年間を通して管理し把握している。 (管理項目は最低限、電気、ガス、灯油、ガソリン、軽油、重油、入庫台数)	実施	未実施
産業廃 棄物マ ニフェ スト	①収集運搬業者、中間処理業者と適正な契約をしている	契約有	契約無
	②マニフェストを適正に交付し台帳により管理している	実施	未実施
	③マニフェストを規定どおり保管している	保管有	保管無
	④マニフェスト交付状況報告書の提出状況	提出	未提出
使用済 み自動 車等の 処理	①自動車リサイクル法に基づく引取業者の登録をしている	実施	未実施
	②引取時の自動車リサイクル料金の預託確認を行っている	実施	未実施
	③引取時に引取書面（引取証）の交付をしている	交付	未交付
	④引取時にフロン類、エアバッグ類の装備確認をしている	実施	未実施
	⑤電子マニュフェストにより引取・引渡報告をしている	実施	未実施
	⑥自動車リサイクル法に基づく回収業者資格 (フロン類を適正に処理している)	有	無
	⑦自動車リサイクル法に基づく解体業者資格 (使用済み自動車を適正に処理している)	有	無
		実施	未実施

(2 / 2)

廃部品等の処理	① マニフェストを交付し適正に処理している	実施	未実施
	②産業廃棄物を種類毎に分別して保管している	実施	未実施
	③保管場所は有害物質の流出防止対策が施されている	実施	未実施
	④保管場所にその旨の明示、責任者、廃棄物の種類の掲示がある	実施	未実施
	⑤廃タイヤを適正回収ルート等で適正処理している	実施	未実施
	⑥廃バッテリを適正回収ルート等で適正処理している	実施	未実施
	⑦廃塗料を適正回収ルート等で適正処理している (シンナー除去装置を保有している)	実施	未実施
		有	無
環境保全の向上	①自動洗車機を設置している	有	無
	設置の場合、県及び公共下水道管理者に届出している	届出有	届出無
	②出力が7.5kw以上のコンプレッサーを設置している	有	無
	設置の場合市町村に届出している	届出有	届出無
	③塗装ブースを設置している	有	無
	設置の場合、有機溶剤設置届出をしている	届出有	届出無
	設置の場合、集塵装置を設置している	設置有	設置無
	④汚泥処理について収集運搬業者と委託契約している	契約有	契約無
	マニフェストを交付して適正に処理している	交付	未交付
	⑤作業場等にオイル、LLC等がこぼれる等による土壤汚染はない	ない	ある
	⑥ゴミ箱、廃棄物保管場所には、水質汚濁、土壤汚染の原因となる廃棄物が溢れていない	ない	ある
	⑦敷地内に廃棄物、廃車、廃タイヤ等の放置がない	ない	ある
	⑧敷地内の整理整頓等を定期的に実施している	している	していない
	⑨浄化槽（油水分離槽を含む）の清掃を定期的に実施している	している	していない
リサイクル部品の活用	⑩一般廃棄物を適正に処理している	している	していない
	① ダイオキシンの原因となる廃棄物は、焼却処分とせず適正に処理している	している	していない
	②リサイクル部品の情報使用者に提供している	している	していない
	③リサイクル部品取扱い工場の案内掲示がある	ある	ない
	④リサイクル部品について保証期間を明示している	している	していない
	⑤リサイクル部品を積極的に使用している	している	していない
	⑥リサイクル部品の使用状況の把握を行っている。	している	していない

申告書のとおり実施しています。

代表者

印

平成28年度 自動車分解整備事業実態調査結果の概要について

この度、平成28年度の自動車分解整備事業実態調査の結果がまとめましたので、概要をお知らせ致します。

1. 目的

本調査は、自動車分解整備事業の現状及び経営状況等の実態を把握し、同事業の健全な発達に資する方策の基礎資料として活用することを目的として実施するものです。

2. 調査時点

平成28年6月末現在。売上高等については、平成28年6月末に最も近い決算期分。

3. 調査結果の概要（別紙参照）

道路運送車両法に規定する自動車分解整備事業者（平成28年6月末時点92,061事業場）を対象として、平成22年度以来6年ぶりに全数調査（有効回答数は約3割）を行いました。

平成28年度調査における総整備売上高は5兆3,944億円となり、前年度と比較すると1,189億円減（2.2%減）と2年連続で減少しました。

なお、詳細の分析は3月発刊予定の「平成28年度版自動車整備白書」に掲載する予定です。

注) 1. 専業：自動車整備業の売上高が総売上高の50%をこえる事業場

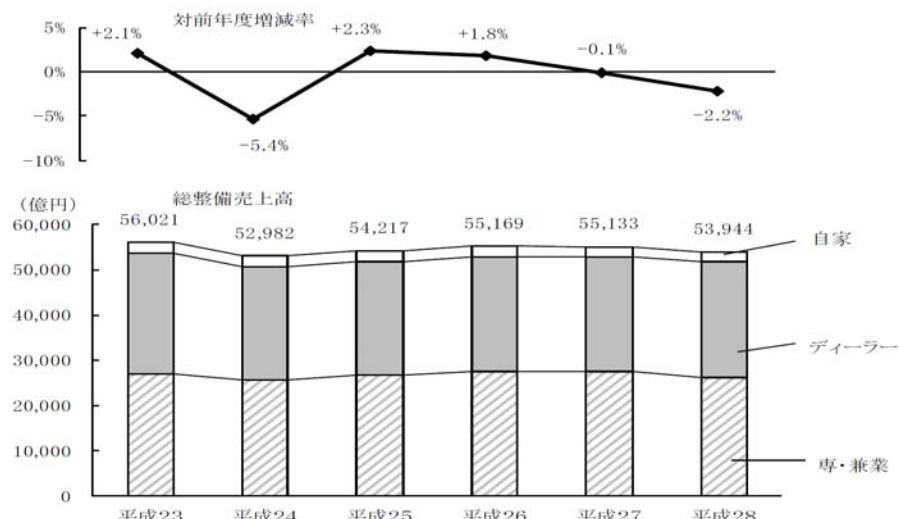
2. 兼業：兼業部門（自動車販売、部品用品販売、保険、石油販売等）の売上高が総売上高の50%以上を占める事業場（ディーラーを除く。）
3. ディーラー：自動車製造会社又は国内一手卸売販売会社と特約販売店契約を結んでいる企業の事業場
4. 自家：主として自企業が保有する車両の整備を行っている事業場

（1）総整備売上高

東日本大震災の影響により減少（平成24年度調査）した総整備売上高はその後、2年連続で増加しましたが、27年度調査で微減に転じ、28年度調査では前年度に続いて減少しました。

業態別に前年度と比較すると、専・兼業が1,117億円減（4.1%減）、ディーラーが9億円減（0.04%減）、自家が63億円減（2.7%減）と全ての業態で減少しました。

作業内容別では、「車検整備」が3.4%減、「定期点検整備」が0.6%減、「事故整備」が1.7%減、「その他整備」が1.3%減と全ての項目で減少しました。



調査年度 業態	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	28-27	28/23
専・兼業	27,095	25,709	26,748	27,523	27,402	26,285	-1,117	-3.0%
	+3.0%	-5.1%	+4.0%	+2.9%	-0.4%	-4.1%		
専業	21,146	19,515	20,322	20,968	20,224	19,751	-473	-6.6%
	+5.8%	-7.7%	+4.1%	+3.2%	-3.5%	-2.3%		
兼業	5,949	6,194	6,426	6,555	7,178	6,534	-644	+9.8%
	-5.7%	+4.1%	+3.7%	+2.0%	+9.5%	-9.0%		
ディーラー	26,637	25,089	25,105	25,195	25,364	25,355	-9	-4.8%
	+1.2%	-5.8%	+0.1%	+0.4%	+0.7%	-0.04%		
自家	2,289	2,184	2,364	2,451	2,367	2,304	-63	+0.7%
	+1.6%	-4.6%	+8.2%	+3.7%	-3.4%	-2.7%		
合計	56,021	52,982	54,217	55,169	55,133	53,944	-1,189	-3.7%
	+2.1%	-5.4%	+2.3%	+1.8%	-0.1%	-2.2%		

(単位・億円)

業態	作業内容	車 檢 整 備			定 期 点 檢 整 備			事故整備	その他の整備	合 計	
		2年	1年	小計	12ヶ月	6ヶ月	3ヶ月				
専・兼業	売上高	8,211	3,912	12,123	486	112	316	914	5,521	7,727	26,285
	増減額	-326	-202	-528	-57	-25	+17	-65	-208	-316	-1,117
	増減比	-3.8%	-4.9%	-4.2%	-10.5%	-18.2%	+5.7%	-6.6%	-3.6%	-3.9%	-4.1%
専業	売上高	5,846	3,298	9,144	316	79	277	672	4,227	5,708	19,751
	増減額	-100	-120	-220	-48	-22	+14	-56	-81	-116	-473
	増減比	-1.7%	-3.5%	-2.3%	-13.2%	-21.8%	+5.3%	-7.7%	-1.9%	-2.0%	-2.3%
兼業	売上高	2,365	614	2,979	170	33	39	242	1,294	2,019	6,534
	増減額	-226	-82	-308	-9	-3	+3	-9	-127	-200	-644
	増減比	-8.7%	-11.8%	-9.4%	-5.0%	-8.3%	+8.3%	-3.6%	-8.9%	-9.0%	-9.0%
ディーラー	売上高	6,846	1,217	8,063	1,902	254	177	2,333	5,350	9,609	25,355
	増減額	-28	-203	-231	+50	-25	-1	+24	-27	+225	-9
	増減比	-0.4%	-14.3%	-2.8%	+2.7%	-9.0%	-0.6%	+1.0%	-0.5%	+2.4%	-0.04%
自家	売上高	695	265	960	93	12	46	151	511	682	2,304
合計	売上高	15,752	5,394	21,146	2,481	378	539	3,398	11,382	18,018	53,944
	増減額	-347	-395	-742	±0	-63	+43	-20	-196	-231	-1,189
	増減比	-2.2%	-6.8%	-3.4%	±0.0%	-14.3%	+8.7%	-0.6%	-1.7%	-1.3%	-2.2%

(単位・億円)

(2) 事業場数

調査時点における事業場数は92,061 事業場で、前年度と比較すると99 事業場減(0.1%減)となりました。

指定工場数は29,855 事業場で、前年度と比較すると118 事業場増(0.4%増)となりました。

(3) 整備関係従業員数

整備関係従業員数は537,880 人で、前年度と比較すると9,062 人減(1.7%減)となっています。

(4) 整備要員数及び整備士数

整備要員数は400,713 人で、前年度と比較すると288 人減(0.1%減)となっています。整備士数は334,655 人で、前年度と比較すると5,344 人減(1.6%減)となり、整備要員数に対する整備士数の割合(整備士保有率)は83.5%で1.3 ポイント減少しています。

※参考：内数として、女性整備要員数は18,405 人(1,718 人増)、女性整備士数は10,935

人(331 人増)となっています。

総整備要員数に占める女性整備要員数の割合は4.6%、整備士数に占める女性整備士数の割合は3.3%となっています。

(5) 整備要員 1人当たり年間整備売上高

整備要員 1人当たり売上高(自家除く)は13,539 千円で、前年度と比較すると2.1%減となっています。なお、業態別では以下の通りです。

専・兼業 9,900 千円(3.8%減)

ディーラー 21,867 千円(0.6%減)

(6) 整備要員平均年齢

整備要員平均年齢(自家除く)は44.3歳で、前年度と同一となっています。

(7) 整備要員1人当たり年間平均給与

整備要員1人当たり年間平均給与(自家除く)は3,831千円となり、前年度と比較すると1.0%増となっています。

自動車整備業の概要

項目	調査年度	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	28/27
1. 総整備売上高 ※(億円)	56,021	52,982	54,217	55,169	55,133	53,944	97.8 %	
専・兼業 (比率、%)	27,095 (48.4)	25,709 (48.5)	26,748 (49.3)	27,523 (49.9)	27,402 (49.7)	26,285 (48.7)	95.9 %	
専業 (比率、%)	21,146 (37.7)	19,515 (36.8)	20,322 (37.5)	20,968 (38.0)	20,224 (36.7)	19,751 (36.6)	97.7 %	
兼業 (比率、%)	5,949 (10.6)	6,194 (11.7)	6,426 (11.9)	6,555 (11.9)	7,178 (13.0)	6,534 (12.1)	91.0 %	
ディーラー (比率、%)	26,637 (47.5)	25,089 (47.4)	25,105 (46.3)	25,195 (45.7)	25,364 (46.0)	25,355 (47.0)	100.0 %	
自家 (比率、%)	2,289 (4.1)	2,184 (4.1)	2,364 (4.4)	2,451 (4.4)	2,367 (4.3)	2,304 (4.3)	97.3 %	
2. 企業数	73,690	73,572	73,173	73,695	73,630	73,371	99.6 %	
3. 事業場(工場)数	91,874	91,867	91,933	92,135	92,160	92,061	99.9 %	
専・兼業	72,106	72,200	72,242	72,224	72,234	72,211	100.0 %	
専業	57,266	57,176	56,948	57,043	57,024	56,735	99.5 %	
兼業	14,840	15,024	15,294	15,181	15,210	15,476	101.7 %	
ディーラー	16,015	15,961	16,033	16,179	16,221	16,213	100.0 %	
自家	3,753	3,706	3,658	3,732	3,705	3,637	98.2 %	
4. 指定工場数	29,252	29,360	29,493	29,642	29,737	29,855	100.4 %	
5. 整備関係従業員数(人)	585,475	553,893	549,902	545,132	546,942	537,880	98.3 %	
6. 整備要員(工員)数(人)	402,221	401,099	400,336	401,085	401,001	400,713	99.9 %	
うち整備士数(人)	347,276	346,051	343,210	342,486	339,999	334,655	98.4 %	
整備士保有率(%)	86.3	86.3	85.7	85.4	84.8	83.5	—	
7. 1事業場当り整備要員数(人)	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4	± 0.0 人	
8. 保有車両数(3月末、千台)	78,661	79,113	79,625	80,273	80,670	80,901	100.3 %	
9. 技術料(工賃)の値上率(%)	+ 0.8	+ 0.8	± 0.0	- 0.7	+ 1.3	+ 0.8	—	
10. 整備要員 1人当たり 年間整備 売上高 ※(千円)	専・兼業	10,126	9,617	10,030	10,331	10,293	9,900	96.2 %
	専業	10,197	9,433	9,865	10,174	9,819	9,654	98.3 %
	兼業	9,881	10,245	10,593	10,868	11,911	10,731	90.1 %
	ディーラー	23,209	22,002	21,994	21,905	21,998	21,867	99.4 %
	平均	14,054	13,320	13,617	13,822	13,830	13,539	97.9 %
11. 整備要員 平均年令 (歳)	専・兼業	47.1	47.3	47.7	48.0	48.5	48.4	- 0.1 歳
	専業	48.1	48.4	48.6	48.8	49.4	49.4	± 0.0 歳
	兼業	43.5	43.6	44.7	45.1	45.5	45.1	- 0.4 歳
	ディーラー	32.8	33.8	33.8	34.1	34.4	34.8	+ 0.4 歳
	平均	42.8	43.3	43.5	43.8	44.3	44.3	± 0.0 歳
12. 整備要員 1人当たり 年間平均 給与 (千円)	専・兼業	3,557	3,518	3,519	3,540	3,521	3,542	100.6 %
	専業	3,522	3,488	3,478	3,504	3,476	3,501	100.7 %
	兼業	3,679	3,621	3,656	3,661	3,676	3,679	100.1 %
	ディーラー	4,153	4,217	4,280	4,342	4,417	4,495	101.8 %
	平均	3,736	3,727	3,747	3,782	3,792	3,831	101.0 %

(注) 各項目の数値は、各年6月現在のものである。ただし、※印の数値は、各事業場の6月に最も近い決算期の数値によるものである。
なお、平成28年度は全事業場を対象に調査を実施し、その年以外は20%の抽出調査である。

4月からのお願い

～OCRの記載について～

平成29年4月から維続検査のワンストップサービス(OSS)^{*}が開始されます。^{*}維続検査ワンストップサービス(OSS)とは、各種印紙類の納付及び申請等を一括してインターネットでおこなうもの。

これにより、**OSSを利用せずに維続検査申請を行う場合**には、新OCRシート(黒枠のシート)の証明書指示欄に該当する番号の記載が必要となりますので、

指定整備工場でOSSを利用しない場合は 1

持込検査で自賠責保険を提示する場合は 3

を「証明書指示」欄に記入していただきますようお願い致します。

注：旧OCRシートにより申請する場合は、
従来どおり記入して申請してください。

②証明書指示
<input type="checkbox"/>
1 保・自提出
2 保険証明書
3 自賠責提出
8 保険証明書
9 自賠責保険



国土交通省 関東運輸局 山梨運輸支局

混雑予想のお知らせ

申請や検査はできるだけ混雑予想日を避け
いただきますようご協力をお願い致します

毎年3月は各種申請や検査が増加します。

中でも**週末と下旬**は特に集中するため窓口や検査場が非常に**混雑**します。

できるだけ**混雑予想日**を避けてお手続きいただきますようご協力をお願い致します。

2017年 3月 混雑予想日

やや混雑

混雑

※赤表示日は業務を行っておりません

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	



軽自動車検査協会 山梨事務所

リヤドラムブレーキ分解作業時の注意点について

日産自動車株式会社

リヤドラムブレーキのスプリングが車検や整備時に生じたと思われる傷や変形により、リヤブレーキの異音やひきすり感が発生する事例がありました。安全で快適な走行を維持するために、点検・整備時の注意点についてお知らせ致します。

■ 対象車両

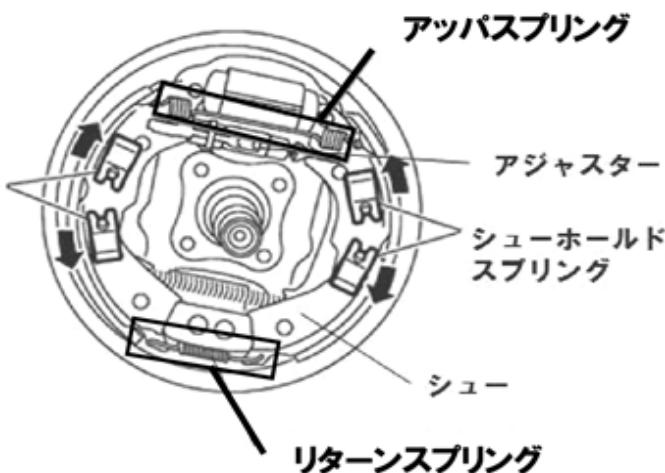
E12型ノート、K13型マーチ、N17型ラティオ

■ 点検・整備の注意点

リヤドラムブレーキを、定期点検や整備等で分解・整備する際には、無理にスプリングを脱着し損傷させないよう、整備要領書記載の手順に従い、注意して作業して下さい。

工具等を使用して無理な力を加えてスプリングを脱着すると、スプリングが損傷し、制動力が完全に解除されないおそれがあります。

イラスト



ドラムブレーキユニット

〈注意〉

アップスプリング及びリターンスプリングを脱着する時は、工具を使わないでください。
スプリングが損傷するおそれがあります。

【内容】予想以上の金額を請求され困っている

車名：軽自動車 ・登録年月：平成16年9月 ・走行距離：約105,000km

事前の見積り金額より予想以上に多く請求されてしまい困っている。整備内容や金額は妥当なものか。

また、本当に整備されたのか。一見の客なので整備料金が吊り上げられてしまったのではないか。支払い等はどうしたら良いかという相談。

＜経緯＞ 相談者は今年の6月末にS工場に車検を依頼。6月末に一般整備（タイミングベルト・ドライブシャフトブーツ片側等の交換）を行い、8月末に車検と車検のための整備（リヤブレーキライニング・ドライブシャフトブーツ片側等の交換）を実施した。

相談者が言うには、6月末に実施した一般整備に関しては口頭で5万円以上はかかると言われ、実際の請求額は約8万7千円であったという（概算見積書の発行無し）。また、車検と車検のための整備についても7万円くらいだと思っていたところ、約11万円の請求であったと言う（口頭で金額の説明があったかは不明。概算見積書の発行無し）。

支払いを先延ばしにしていたところ、工場から支払いについての催促の連絡があり、今回の相談に至った模様。

【対応】

まず工場名を伺うと、そのS工場は当会会員の工場であった。そして当会でできることを伝え、今回、概算見積書の発行がされていないことが工場側の不適切な対応にあたる旨を相談者に説明し、この件も含め工場に確認・指導することとし一度電話を切った。

S工場に連絡し確認したところ、担当者が経緯を説明してくれた。

請求した金額を相談者がすぐには払えないという事で、後日支払いをして貰うこととした。

3ヶ月経った現在、まだ支払いがされてなかつたので相談者に連絡を入れたと言う。整備内容に関しては、今後自動車を安心して使用して貰うために必要な整備を行い、決して料金も法外な金額を請求している訳ではない。車検の料金に知識理解のあるお客様だと思い、概算見積書の発行は行わずに作業をしてしまった。また、実施した整備についての説明も相談者にしっかり説明をしたつもりだったが・・・ということであった。今回の様な事案を無くすためにも、今後、概算見積書の発行を徹底し、お客様への説明も今以上に納得していただけるように努めて貰うよう指導を行った。再度、相談者に連絡を入れ、今回の指導の内容を説明した。相談者は、「もう一度工場側と連絡を取り、話し合ってみます」ということで今回の相談を終えた。＜追記＞ 平成27年12月16日にS工場の担当者の方から、その後の報告の電話をいただいた。S工場は相談者からの連絡を待ったが、数日経っても無かったため、S工場より相談者に連絡を入れた。振興会から指導があった旨を相談者に伝え、再度、話し合いを行ったが解決には至っていないと言う。請求金額で折り合いがつかないためという事なので、今後もお互い話し合って貰い、決着して貰うのが良いだろうと伝え電話を終えた。